

用途地域等の見直し素案

土地の使い方の ルールが 変わります。

みなさんの
ご意見を
お聞かせください。



Q.わたしの住むまちでもルールが変わりますか？

A.はい。札幌市のほとんどの地域で変わります。

ところで、
用途地域って何？



「まち本」キャラクター時計台



土地の使い方・建物の建て方などの都市計画の基本をわかりやすく解説した都市計画の入門書をご用意しました。
市役所・区役所・区民センター・まちづくりセンターなどで好評配布中です。

土地の使い方(用途)を12種類に分けて、どこにどのような建物をどれくらいの規模で建てられるかを色分けして決める都市計画制度のひとつです。



「まち本」キャラクター市役所



用途地域等の見直し素案について みなさんのご意見をお聞かせください

H16

都市計画審議会、

札幌市都市計画マスタープランの策定

—これからの都市づくりの目標を定めました。

土地利用計画制度の運用方針の策定

—札幌市都市計画マスタープランの実現に向け、用途地域などをどのように定めていくべきかを整理しました。

札幌市都市計画マスタープラン

基本理念

持続可能なコンパクト・シティへの再構築をともに進めよう。

これまでのような市街化区域の拡大を行わず、現在の市街化区域の範囲内で、都市の質を高めていきます。

都市づくりの力点

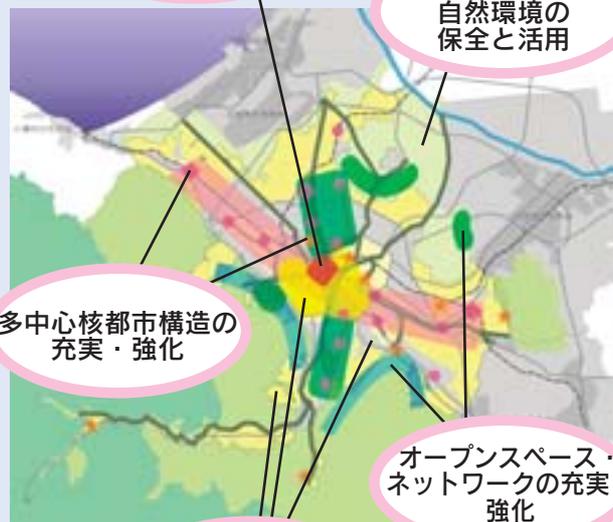
都心の再生・再構築

市街地の外的自然環境の保全と活用

多中心核都市構造の充実・強化

オープンスペース・ネットワークの充実・強化

多様な住まい方を支える質の高い居住環境の実現



札幌市都市計画マスタープランを踏まえた 土地利用計画制度の運用方針

基本的視点

土地利用計画制度の運用にあたっては、とくに以下の5つの視点を重視します。

良好な街並みを誘導する視点

市民生活の質的向上を幅広く支える視点

街区・地区単位でのまちづくりを誘導する視点

民間の活力や創意工夫を引き出す視点

きめ細かなルールづくりを支える視点

運用方針

基本的視点を踏まえ、以下の具体的な運用方針を決定しました。今後、この方針に基づいて段階的に取組を進めていきます。

変わろうとする都心を「魅力ある都市空間」へ導きます

個性あふれる拠点を育成します

まちなかでの安心な暮らしを支えます

ゆったりと住める郊外住宅地の環境を守ります

工業地などの変化に適切に対応します

幹線道路の沿道に秩序ある利便の確保を図ります

美しい景観づくりを支えます

身近なみどりをきめ細かく充実していきます

札幌市では現在、都市づくりを支える基本的な土地利用のルールである用途地域等の見直しを進めています。この見直しでは、平成16年3月に策定した「札幌市都市計画マスタープラン」の実現を目指すとともに、少子高齢社会が進展し、人々のライフスタイルが多様化するなど、都市を取り巻く状況が大きく変化するなかで生じる課題についての対応が求められています。

H17

H18(3月)

土地利用計画部会での議論

用途地域等の見直し素案の作成
—運用方針に基づき、具体的な見直し素案を作成しました。

現在
パブリックコメント
による意見公募

用途地域等の
変更の
都市計画決定

用途地域等見直し素案

今回の見直しでは、運用方針のうち4つのテーマについて、新たな措置を講じる予定です。



変わろうとする都心を「魅力ある都市空間」へ導きます
都心東部の魅力ある空間づくりを誘導するためのルールを新たに定めます。

4・5
ページ



ゆったりと住める郊外住宅地の環境を守ります
郊外住宅地の容積率を60%から80%へ緩和するとともに、敷地面積の最低限度を定めます。

8・9
ページ



まちなかでの安心な暮らしを支えます
市内のほぼ全域に建築物の高さの最高限度を定めます。

6・7
ページ

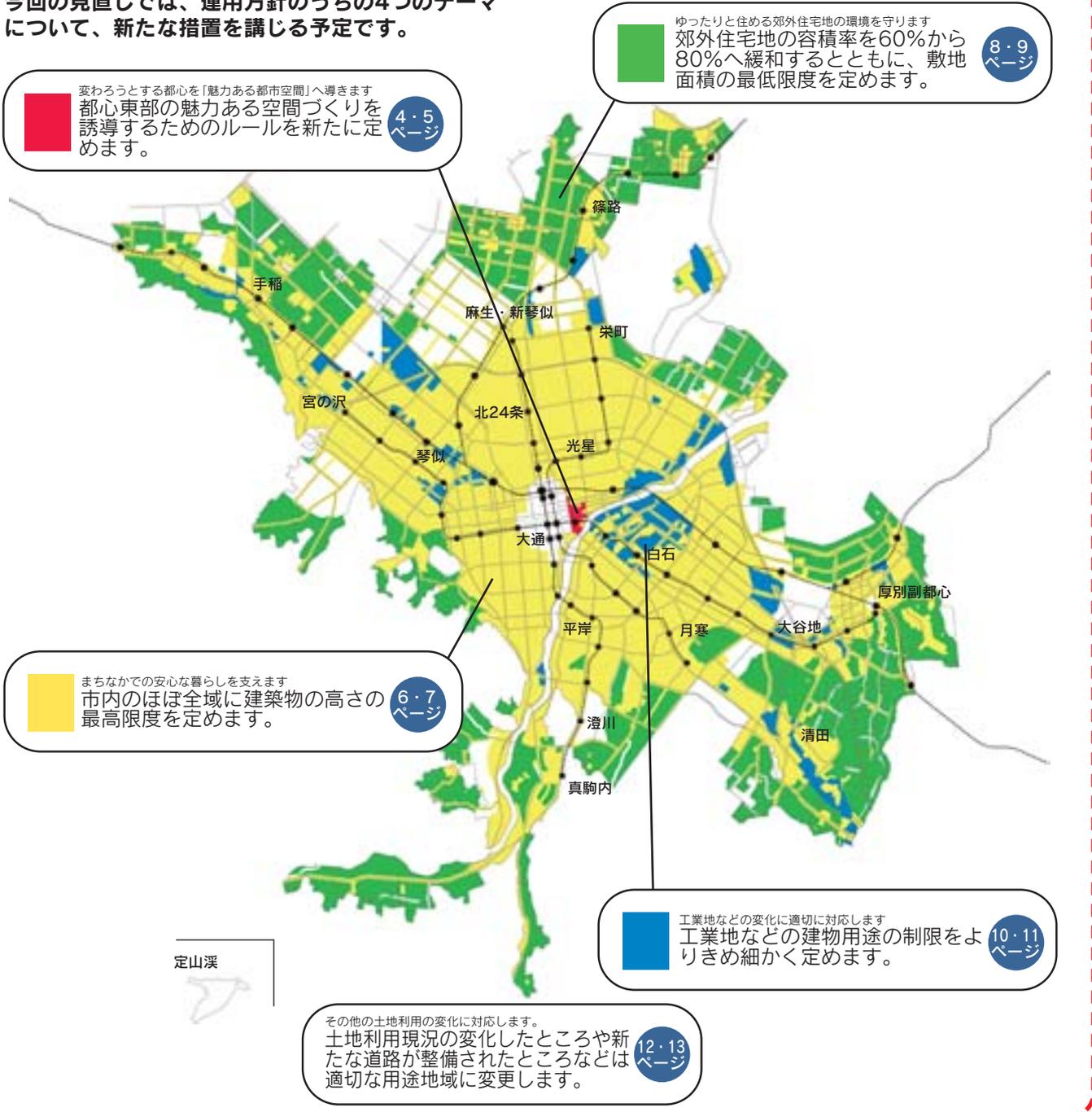


工業地などの変化に適切に対応します
工業地などの建物用途の制限をよりきめ細かく定めます。

10・11
ページ

その他の土地利用の変化に対応します。
土地利用現況の変化したところや新たな道路が整備されたところなどは適切な用途地域に変更します。

12・13
ページ

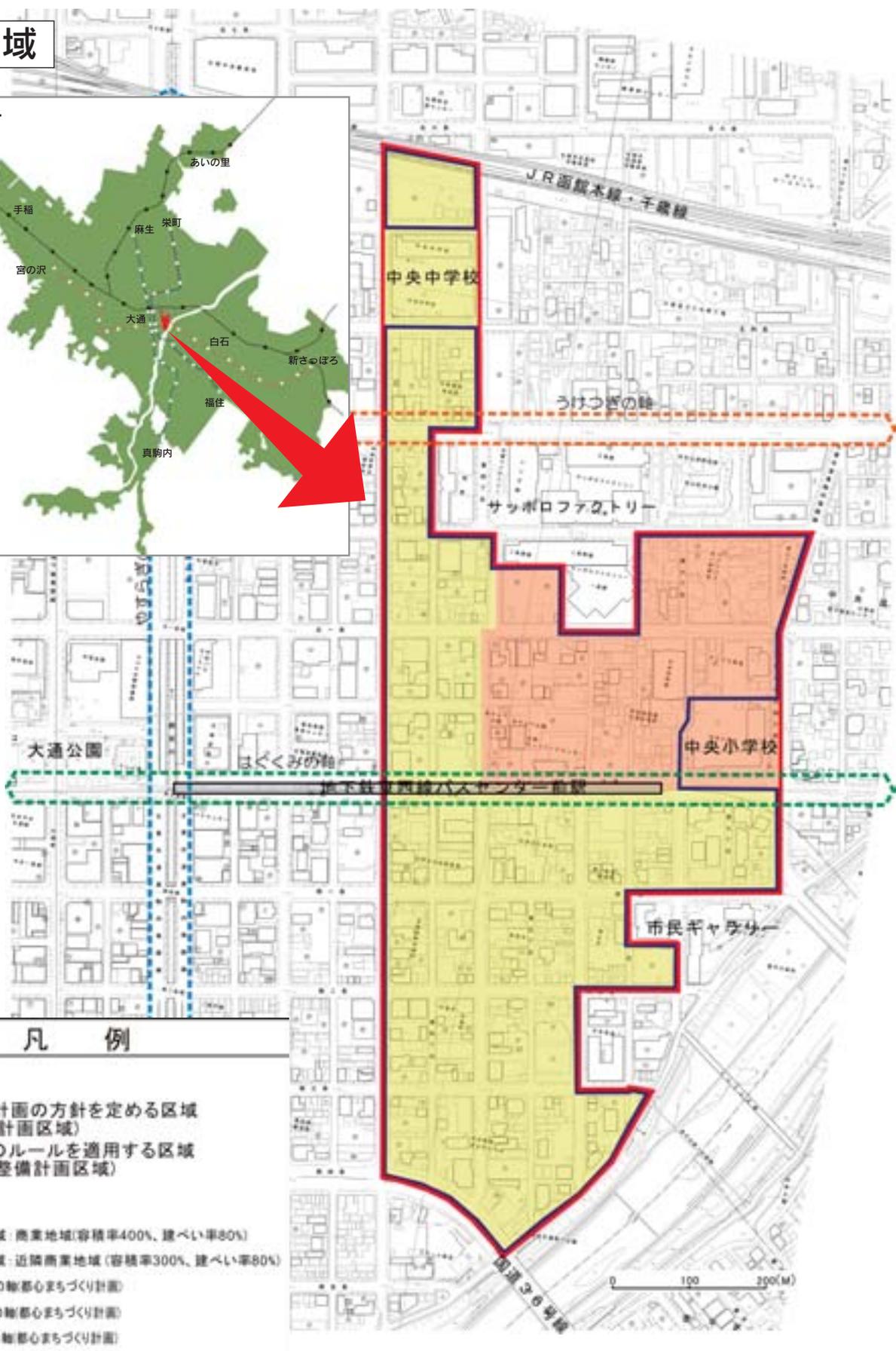


変わろうとする都心を「魅力ある都市空間」へ導きます。

都心東部の魅力ある空間づくりを誘導するためのルールを新たに定めます。

対象区域

一 全体図 一



凡 例	
地区計画	
	地区計画の方針を定める区域 (地区計画区域)
	建築のルールを適用する区域 (地区整備計画区域)
参 考	
	用途地域：商業地域(容積率400%、建ぺい率80%)
	用途地域：近隣商業地域(容積率300%、建ぺい率80%)
	やすらぎの輪都心まちづくり計画
	うけつぎの輪都心まちづくり計画
	はぐくみの輪都心まちづくり計画

Q.どうして？

A.都心の東側は、西側に比べて利用されていない空き地なども多い一方で、マンション建設は活発です。そこで、その動きを誘導・調整して、ゆとりの空間や緑が充実し、様々な生活関連施設が確保された質の高い市街地をつくっていきたいと考えています。

どう変わるの？

「容積率の緩和を受けるためのルール」と「すべての建築物を対象としたルール」を、用途地域の制限に上乗せで、新たに地区計画として定めます。(用途地域の制限は変更しません。)

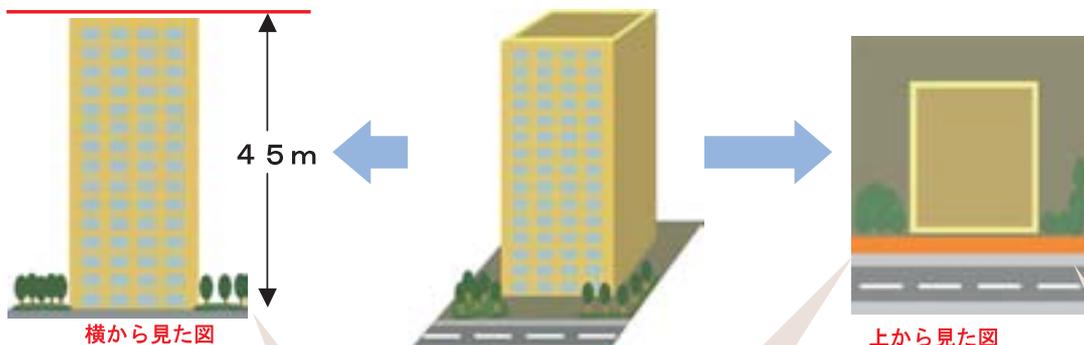
以下のルールに即した建築物については容積率を緩和します。

壁面の後退や広場の設置など良好な複合市街地の形成に寄与する建築物は、最大で基準容積率に100%を上乗せします。なお、緩和を受ける場合は市長の認定が必要となり、その際には緑化や広場の計画などについて審査します。

①壁面の後退	②広場の設置	③誘導用途の導入	すべて整備
<p>道路境界線から1.5m以上壁面を後退し、歩道状空地を設けた建築物は、基準容積率に20%を上乗せします。</p>	<p>①を満たした上で、下図のような広場を設けた建築物については基準容積率に30%を上乗せします。</p>	<p>①を満たした上で、低層階にぎわい機能※1や生活支援機能※2を下図の規模以上設けた建築物については基準容積率に50%を上乗せします。</p>	<p>①～③の全てを満たした建築物については、基準容積率に100%を上乗せします。</p>

※1 ぎわい機能…店舗や飲食店など、沿道のぎわいを生む利便施設
 ※2 生活支援機能…病院や診療所、保育所など普段の生活を支える施設

すべての建築物に共通のルールを定めます。



秩序のある街並みを形成するため、建築物の高さは45mまでとします。

ペンシルビルなどの立地を防ぎ、適切な高度利用を図るため、建築物の建築面積の最低限度を、容積率の緩和をするものについては100m²、しないものについては50m²とします。また、容積率の最低限度を100%とします。

ゆとりのある沿道空間を創出するため、建築物の壁面を道路境界から0.5m後退することとし、後退区域内は、工作物の設置や垣・さくの設置を禁止します。

※上記の制限は、小規模で簡易な構造の建築物には適用しません。

Q. どうして？

A. 利便性の高い地域などでマンション建設が活発に続いている状況を受け、秩序ある街並み形成を図るため、建築物の高さの最高限度を新たに定めます。

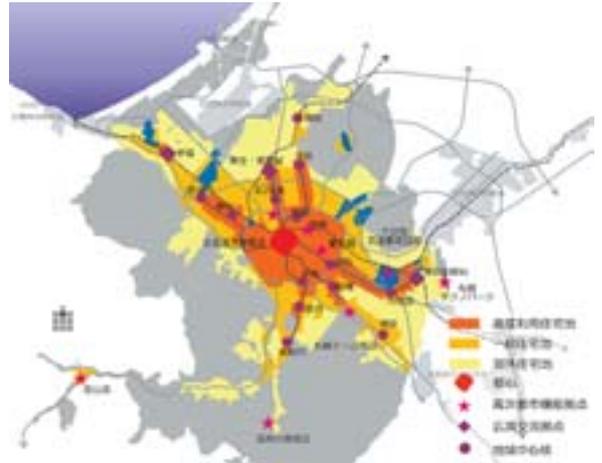
どう変わるの？

地下鉄沿線などのまちなかでも、建築物の高さの基本ルールを新たに定めます。

基本的考え方

札幌の都市計画は、都心、拠点、住宅市街地（高度利用、一般、郊外）、工業地などの市街地の区分ごとに都市づくりの基本的考え方を整理した上で各種制度を運用しており、例えば用途地域や容積率はこの区分を踏まえて定めています。今回新たに設定する高さのルール（高度地区）も、これらの市街地区分や用途地域・容積率を勘案して決めました。

■札幌市都市計画マスタープランでの位置付け

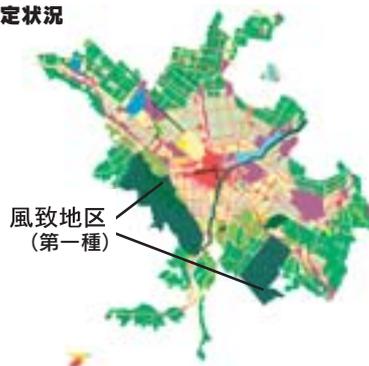


山地・丘陵周辺での考え方

市街地に接する山や丘などの風致資源周辺（山地・丘陵周辺エリア）のルールについては、山並みの景観への配慮の観点から、上記「基本的考え方」よりも1ランク制限強化した内容となっています。（右表の（ ）内の数値）

【参考】風致地区（第一種）の指定状況

良好な自然環境を保全するための都市計画制度として風致地区があります。今回設定した山地・丘陵エリアは、最も土地利用制限の厳しい風致地区（第一種）のうち、広く面的に区域設定された、円山・藻岩山・羊ヶ丘の周辺を囲むように設定しています。

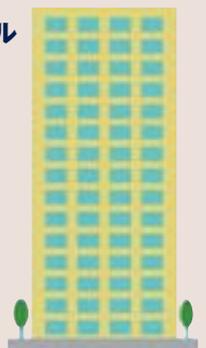


■高さ制限の概要 ※カッコ内は「山地・丘陵周辺エリア」内の制限内容です。

用途地域	容積率	制限内容		
		拠点	高度利用住宅地	一般住宅地 郊外住宅地
商業地域	400%	60m	60m (45m)	45m
準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	300%	60m・45m	45m (33m)	45m (33m)
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域 工業地域	200%	45m・33m	33m (27m)	33m (27m)
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	200%	45m・33m	33m (27m)	27m (24m)

Q. 既に制限を超えて建っているビルはどうなっちゃうの？

A. 既に建っていた建物については、ルール違反にはあたりませんので、建物の修繕や高さを増やさない内容の増築は今後行うことができます。



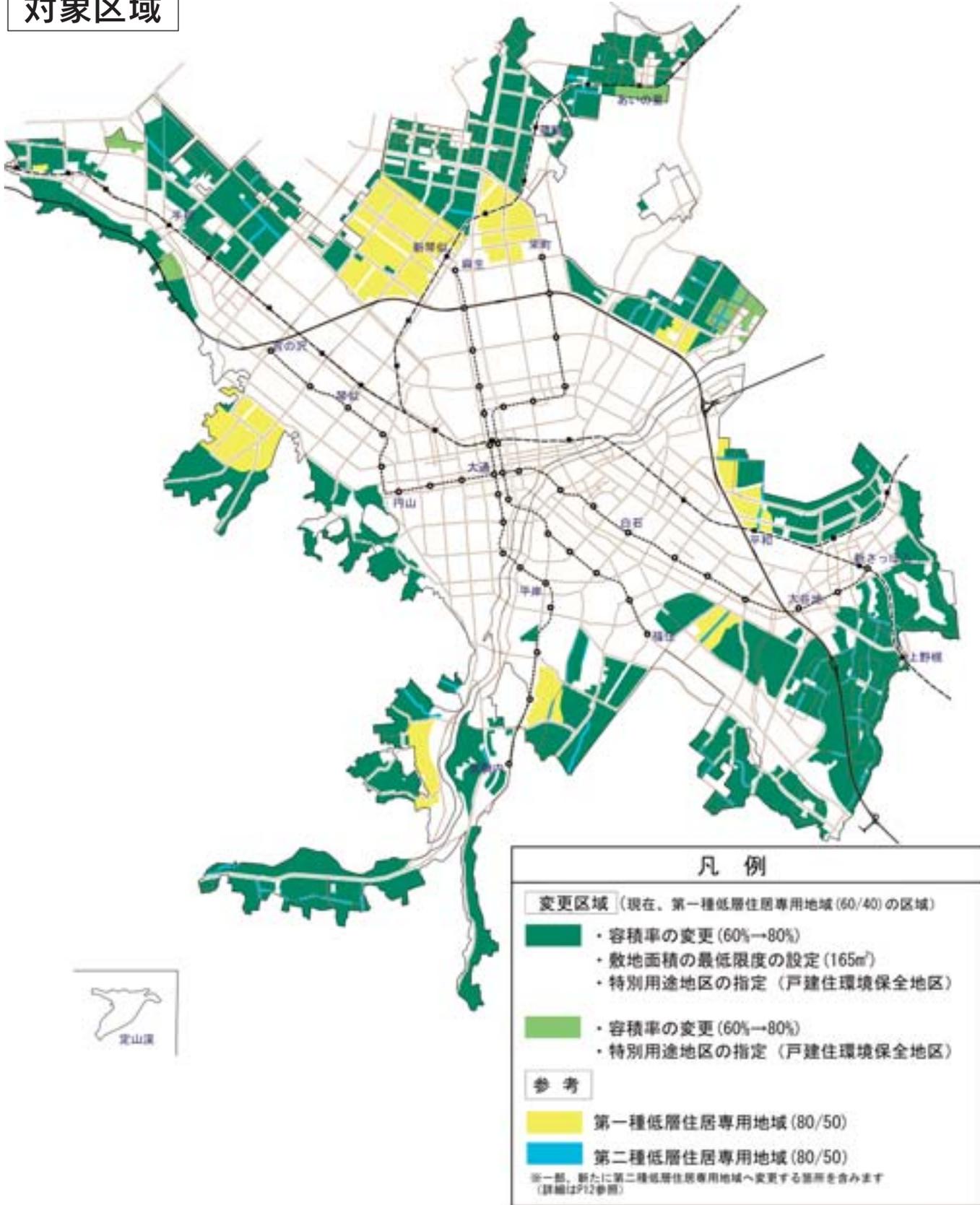
Q. 地域の現況を考えると、もう少し高さの制限を強化した方がいと思うのだけれど…。

A. 今回の制限は、全市を見渡して共通な考え方で定める基本的なルールです。そのため、さらに地域の特性に応じた高さのルールなどが必要な場合には、住民のみならずと一緒に地区計画などのルールづくりをしていきたいと考えています。

ゆっったりと住める郊外住宅地の環境を守ります。

郊外住宅地の容積率を60%から80%へ緩和するとともに、敷地面積の最低限度を定めます。

対象区域



Q.どうして？

A.近年の居住ニーズの多様化に伴い、住宅規模は拡大傾向にあります。今後、これらのニーズにも対応した建て替えなどを適切に支え、住み続けられる住宅地として維持していくために容積率を緩和します。ただし、戸建住宅を主体とした現在の住環境を守るため、敷地面積の最低限度を定めるほか、建ぺい率などの制限は維持します。

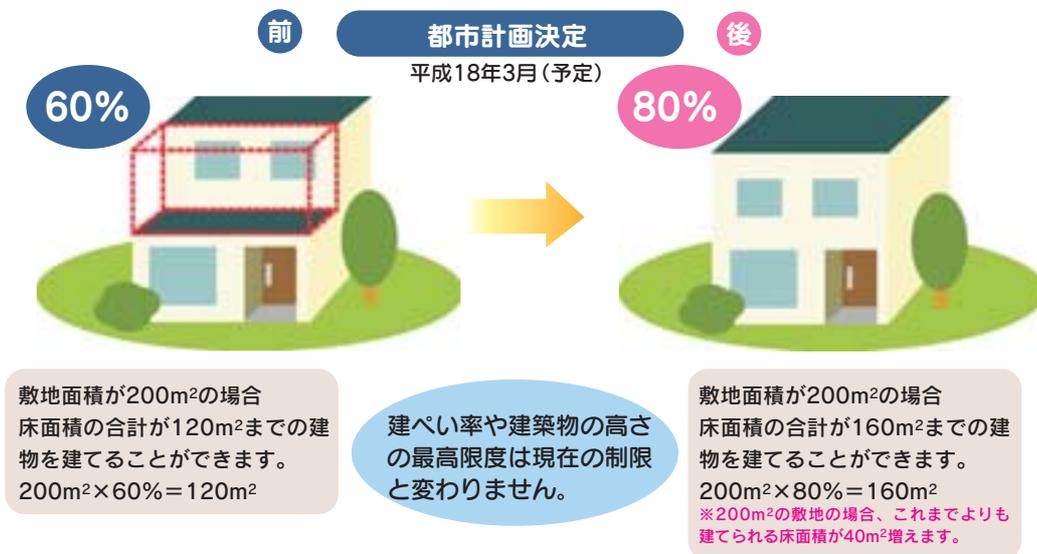
どう変わるの？

戸建住宅の容積率を次のように緩和します。

第一種低層住居専用地域で容積率が60%の指定となっている区域のみ、これを80%へ緩和します。ただし、戸建住宅地としての良好な環境を守るため、緩和の対象は戸建住宅など(二世帯住宅や長屋を含む)に限定し、アパート・マンションなどは緩和の対象としません。*
また、建ぺい率や高さの制限は現状を維持します。

*特別用途地区(戸建住宅保全地区)をあわせて指定し、緩和対象を限定します。

なお、「長屋」とは、戸建住宅が複数つながって一棟になったもの(玄関なども別々)で、廊下や階段などの共用部を有する「共同住宅」とは異なります。また、共同住宅は原則として緩和対象としませんが、二戸の共同住宅のみ緩和対象とすることで二世帯住宅のニーズに対応します。



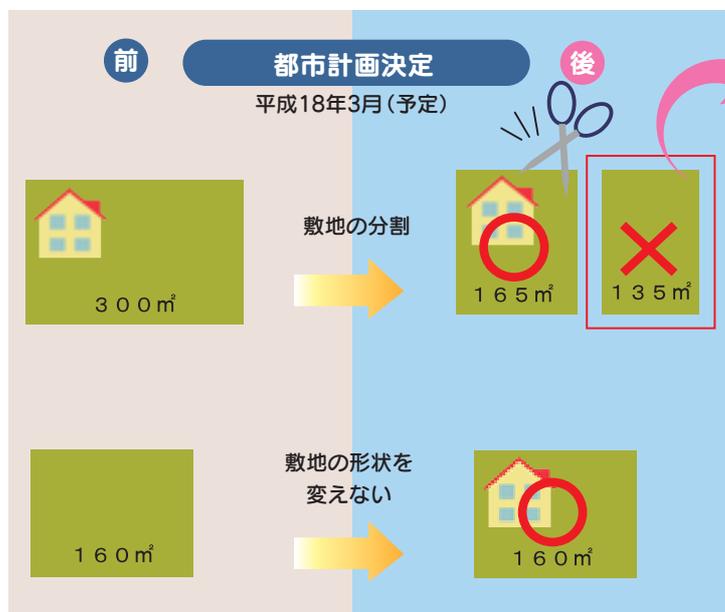
Q.わたしの住む地域には地区計画が定められていますが、容積率は緩和されますか？

A.はい。そのほかの地域と同様に緩和します。

地区計画は地区の特性に応じて用途地域に上乗せしたルールを定めています。対象地域のうち、地区計画が定められている場合も、その他の地域と同様に容積率を緩和します。

容積率を緩和する地域では、あわせて敷地面積の最低限度を定めます。

容積率を緩和する地域では、敷地の細分化を防ぐため、新たに敷地面積の最低限度を165m²と定めます。なお、現状において165m²を下回る敷地については、決定後もその敷地で建物を建てるができます。



ご注意ください！

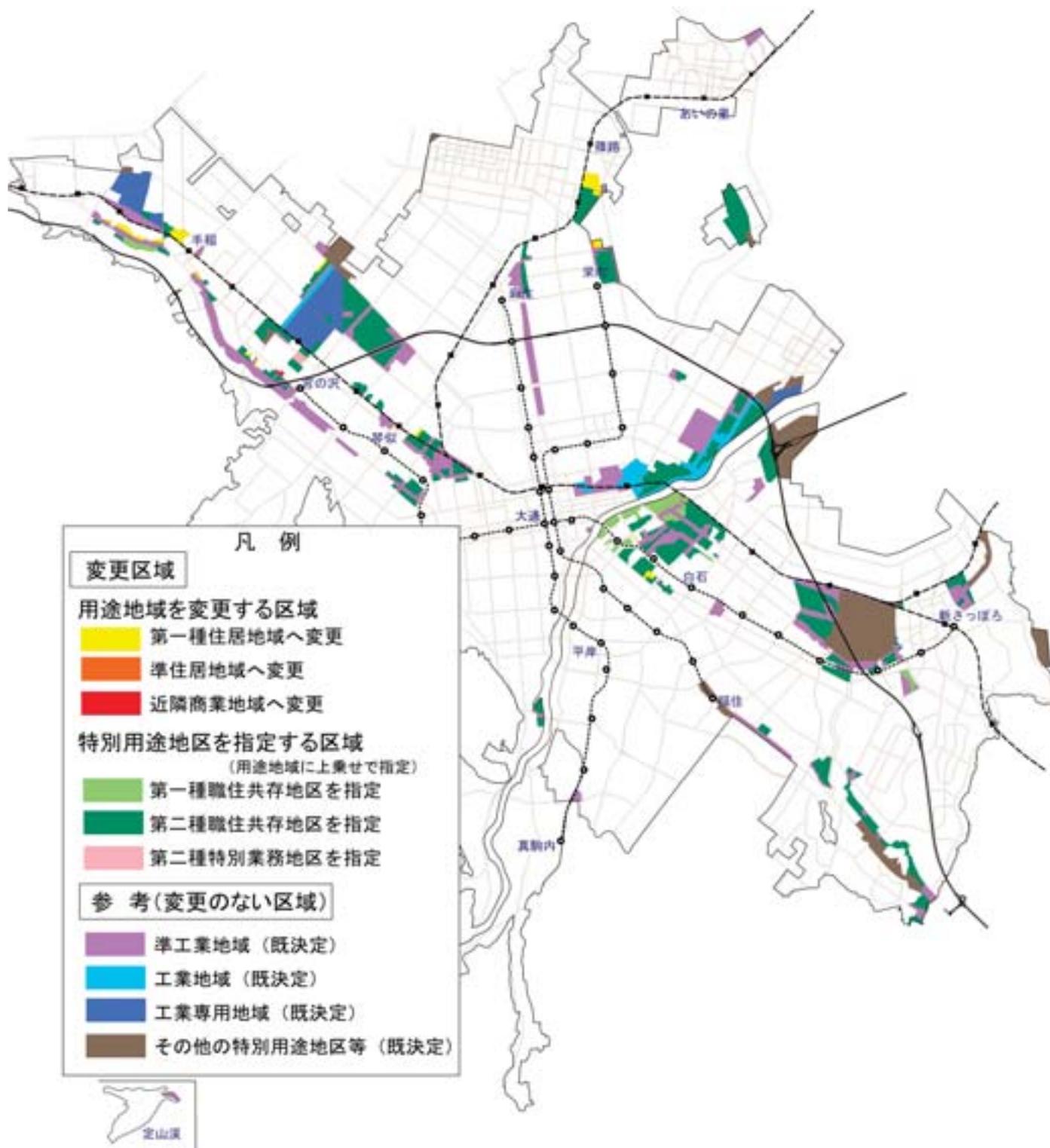
都市計画の決定後も土地の分筆や所有権の移転などは自由に行えますが、敷地を165m²より小さくして建築物を建てることはできなくなります。

※ここで言う敷地とは、登記上の土地の形状とは必ずしも一致しません。建築確認を申請する際に設定する敷地がこれにあたります。

工業地などの変化に適切に対応します。

工業地などの建物用途の制限をよりきめ細かく定めます。

対象区域



Q.どうして？

A.産業構造の変化等を背景に、古くからの工場の跡地で新たな開発等が進む事例も増えつつあります。これらの地域では建物用途の制限が緩やかとなっていることから、きめ細かなルールを定めて、土地利用転換の適切な誘導を図りたいと考えています。

どう変わるの？

建物用途の制限をきめ細かく定めます。(現在の工業地域・準工業地域を対象とします。)

新たに定めるルール

すでに住宅地へ転換したところ

用途地域を**第一種住居地域**(幹線道路の沿道は近隣商業地域・準住居地域)へ変更します。

住宅地に変わりつつあるところ

現在の用途地域はそのまま、新たに特別用途地区(**第一種職住共存地区**)を定め、大規模な店舗や工場を制限します。ただし、現在ある工場の建替えは可能です。

住宅も工場も立地しているところ

現在の用途地域はそのまま、新たに特別用途地区(**第二種職住共存地区**)を定め、大規模な店舗などを制限します。ただし、工場については制限しません。

第一種住居地域の主な制限内容

第一種職住共存地区の主な制限内容

第二種職住共存地区の主な制限内容

現在の工業地域・準工業地域で建てられるものが地域の特性に応じて以下のように制限を受けます。

戸建住宅・マンション



事務所



床面積3,000m²を超える事務所は建てるできません。

店舗・飲食店など



床面積3,000m²を超える店舗などは建てるできません。

パチンコ店・マージャン屋



工場



作業場の床面積が50m²を超える工場は建てるできません。

倉庫



床面積3,000m²を超える倉庫は建てるできません。

戸建住宅・マンション



事務所



店舗・飲食店など



床面積3,000m²を超える店舗は建てるできません。

パチンコ店・マージャン屋



工場



作業場の床面積が50m²を超える工場を新たに建てることはできません。ただし、今ある工場の建て替えは可能です。

倉庫



床面積が3,000m²を超える倉庫は建てるできません。ただし、今ある倉庫の建て替えは可能です。

戸建住宅・マンション



事務所



店舗・飲食店など



床面積3,000m²を超える店舗などは建てるできません。

パチンコ店・マージャン屋



工場



倉庫



その他の土地利用の変化に対応します。

土地利用現況の変化したところや新たな道路が整備されたところなどは適切な用途地域に変更します。

どう変わるの？

4～11ページまでの変更に加え、土地利用現況の変化や、都市計画道路の整備の進捗などを踏まえ、適切な用途地域へ変更します。変更の理由は以下の3種類です。(アルファベットは右表の変更理由に対応しています。)

a 高度利用住宅地についての変更

※右下の枠内をご覧ください。

都市計画マスタープランの策定を受けて、高度利用住宅地の区域を再整理し、この区域のなかの4車線以上の幹線道路の沿道で、容積率200%となっている区域は、他の区域と同様に容積率を300%へ緩和します。(高さ制限についても連動します。)

b 土地利用現況の変化などに伴う変更

低層住宅地内で小さなお店が建ち並んだ道路沿道や、工業地から住宅地へ転換した区域は、適切な用途地域への変更を行います。

c 都市計画道路の整備の進捗などに伴う変更

新たな都市計画道路の整備の進んだ区域は、一定規模のお店が建てられるなど、道路の沿道にふさわしい用途地域への変更を行います。



高度利用住宅地とは

利便性が高く多様な都市サービス機能を楽しむことができるよう、高密度な複合市街地の形成を目指す住宅地として、以下の区域としています。

- ①環状通の内側
- ②地下鉄沿線及び広域交流拠点の周辺(概ね500m)

ただし、地形等の条件や、土地利用の現況から高度利用に適さない区域は除きます。

■土地利用現況の変化や、都市計画道路の整備の進捗などに伴う変更箇所一覧（番号の頭文字は区を示す）

番号	住所 ^(※注)	変更内容	(変更前)	(変更後)	変更理由
北-1	百合が原6丁目～10丁目付近	用途地域	準工業地域(200/60)	第一種住居地域(200/60)	b
北-2	新琴似11～12～1～16付近(新琴似6番通)	用途地域	第一種低層住居専用地域(80/50) 第二種低層住居専用地域(80/50) 第二種中高層住居専用地域(200/60)	第一種住居地域(200/60) 第一種住居地域(200/60) 第一種住居地域(200/60)	c
北-3	新琴似9～10-1、麻生町6～7丁目付近	用途地域 防火・準防火地域	準住居地域(200/60) 指定なし	準住居地域(300/60) 準防火地域	a
北-4	北38～39西7～8、新琴似6-1付近	用途地域	近隣商業地域(200/80)	近隣商業地域(300/80)	a
東-1	北49東16～東17付近	用途地域	準工業地域(200/60) 準工業地域(200/60)	第一種住居地域(200/60) 準住居地域(200/60)	b
東-2	北33～34東1付近	用途地域	近隣商業地域(200/80)	近隣商業地域(300/80)	a
東-3	北33～34東12付近	用途地域	近隣商業地域(200/80)	近隣商業地域(300/80)	a
東-4	北23～24東12付近	用途地域	近隣商業地域(200/80)	近隣商業地域(300/80)	a
東-5	北23～24東18付近	用途地域 防火・準防火地域	準住居地域(200/60) 指定なし	準住居地域(300/60) 準防火地域	a
東-6	東雁来9-1～2、東雁来町付近(雁来さかえ通)	用途地域	第一種低層住居専用地域(60/40) 第一種低層住居専用地域(60/40)	第二種低層住居専用地域(80/50) 準住居地域(200/60)	c
東-7	東苗穂12～14-4付近(雁来さかえ通)	用途地域	第一種低層住居専用地域(60/40)	第二種低層住居専用地域(80/50)	c
白石-1	菊水6-3付近	用途地域	準工業地域(200/60)	第一種住居地域(200/60)	b
白石-2	東札幌1-2～3付近(市街地再開発事業)	用途地域	工業地域(200/60)	第一種住居地域(200/60)	c
白石-3	北郷1-4～12-13、川下5-1、川北1-2～3付近	用途地域	第一種低層住居専用地域(60/40) 第一種低層住居専用地域(80/50) 第一種低層住居専用地域(80/50)	第二種低層住居専用地域(80/50) 第二種低層住居専用地域(80/50) 第二種低層住居専用地域(80/50)	b
厚別-1	青葉町16丁目付近	用途地域	第一種低層住居専用地域(60/40)	第二種低層住居専用地域(80/50)	b
厚別-2	厚別町上野幌付近(厚別東通)	用途地域	第一種低層住居専用地域(60/40) 第一種低層住居専用地域(60/40)	第一種住居地域(200/60) 第二種低層住居専用地域(80/50)	c
豊平-1	美園12-7付近	用途地域 防火・準防火地域	第一種中高層住居専用地域(200/60) 指定なし	近隣商業地域(300/80) 準防火地域	b
豊平-2	西岡4-8～9、福住1-3～5-10付近(福住・桑園通)	用途地域 防火・準防火地域	第一種低層住居専用地域(60/40) 第一種低層住居専用地域(60/40) 第一種低層住居専用地域(60/40) 第二種中高層住居専用地域(200/60) 第一種住居地域(200/60) 指定なし	第一種住居地域(200/60) 準住居地域(200/60) 近隣商業地域(200/80) 第一種住居地域(200/60) 準住居地域(200/60) 準防火地域(近隣商業地域へ変更する区域)	c
豊平-3	月寒中央通11、月寒東1-3～10-13、月寒西1-2～10、1-11、西岡4-1付近(白石・藻岩通)	用途地域 防火・準防火地域	準住居地域(200/60) 近隣商業地域(200/80) 指定なし	準住居地域(300/60) 近隣商業地域(300/80) 準防火地域(準住居地域(300/60)へ変更する区域)	a
清田-1	平岡2～3-6付近(青葉・平岡通)	用途地域	第一種低層住居専用地域(60/40)	第一種住居地域(200/60)	c
清田-2	清田9-3付近	用途地域	第一種低層住居専用地域(60/40)	第二種低層住居専用地域(80/50)	b
南-1	藻岩下2～5丁目	用途地域	第一種低層住居専用地域(60/40)	第二種低層住居専用地域(80/50)	b
南-2	篠舞3～5-1、藤野3～5-7-11(藤野通)	用途地域	第一種低層住居専用地域(60/40)	第二種低層住居専用地域(80/50)	c
西-1	宮の沢1-5付近	用途地域 防火・準防火地域	準工業地域(200/60) 準工業地域(200/60) 指定なし	第一種住居地域(200/60) 近隣商業地域(200/80) 準防火地域(近隣商業地域へ変更する区域)	b
西-2	宮の沢1-3～4、発寒6-12付近	用途地域 防火・準防火地域	準工業地域(200/60) 準工業地域(200/60) 指定なし	近隣商業地域(200/80) 近隣商業地域(300/80) 準防火地域	b
西-3	発寒7～9-11～12付近	用途地域 特別用途地区	工業地域(200/60) 指定なし 指定なし	準工業地域(200/60) 第二種職住共存地区 第二種特別業務地区	b
西-4	西町北20丁目付近(西野・屯田通)	用途地域 防火・準防火地域	第一種住居地域(200/60) 準工業地域(200/60) 指定なし	近隣商業地域(300/80) 近隣商業地域(300/80) 準防火地域	c
西-5	八軒1-2-東2-3付近	用途地域	準工業地域(200/60)	第一種住居地域(200/60)	b
手稲-1	前田10-12～20付近(新川南通)	用途地域	第一種低層住居専用地域(60/40)	第二種低層住居専用地域(80/50)	c
手稲-2	新発寒7-1付近	用途地域	準工業地域(200/60)	第一種住居地域(200/60)	b
手稲-3	新発寒5～6-5～6付近	用途地域	第一種低層住居専用地域(60/40)	第二種低層住居専用地域(80/50)	b
手稲-4	前田1-12、曙1-1付近	用途地域	準工業地域(200/60)	第一種住居地域(200/60)	b
手稲-5	曙2-3付近	用途地域 特別用途地区	工業専用地域(200/60) 指定なし	工業地域(200/60) 第二種職住共存地区	b
手稲-6	稲穂2-5～6付近	用途地域	準工業地域(200/60)	第一種住居地域(200/60)	b
手稲-7	稲穂2-1～4付近	用途地域	準工業地域(200/60)	第一種住居地域(200/60)	b
手稲-8	富丘2-6～7付近	用途地域	準工業地域(200/60)	第一種住居地域(200/60)	b
手稲-9	西宮の沢4-1付近	用途地域	準工業地域(200/60)	第一種住居地域(200/60)	b

※注：住所は変更区域の代表的なものを掲載しており、掲載されていない住所で変更がある場合もあります。
なお、変更区域の詳細は、お手数ですが地域計画課でご確認ください。

■その他、地形・地物の位置の変化などに伴う変更

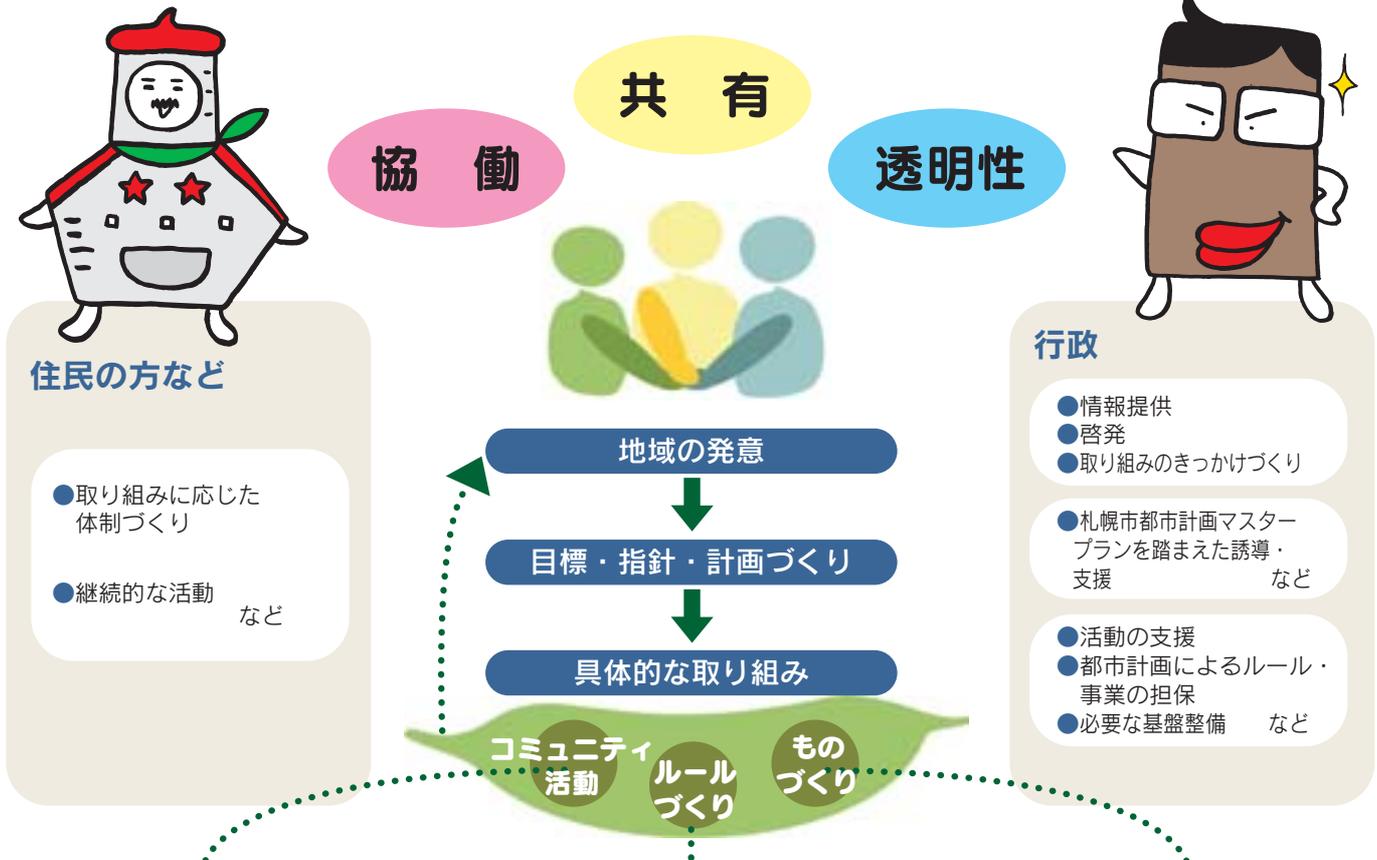
用途地域等の境界の付近に新たな区画道路が整備された場合は、その道路の中心に境界を移動するなど、境界を明確化するための軽微な変更を行います。変更箇所については、お手数ですが地域計画課でご確認ください。

地域のみなさんとともに進めるまちづくり

札幌がさらに魅力ある街になるためには、今回の用途地域などの見直しだけでなく、地域の特性に応じたきめ細かなルールづくりなどの取り組みを進めていくことが重要です。地域に根ざしたまちづくりをともに進めていきましょう。

地域の取り組みを支えます！

地域の取り組みを支えるために大切なのは、地域の課題に合わせた多様な協働と情報の共有化、そしてわかりやすく透明な都市計画制度の運用です。



コミュニティ活動

—コミュニティ活動の一例—

まちづくり協議会南円山6条は、住民主体の地区計画の策定を目標に活動を行いました。(平成17年3月9日策定)

活動資金を確保するためのフリーマーケット開催などの取り組みが、地区計画等のルールづくりだけでなく、地域のコミュニティ活動の活性化にもつながりました。



協議会主催のフリーマーケットの様子

ルールづくり

—ルールづくりの一例—

みんなでつくるまちづくりのルール
地区計画



地区計画は、主に建物の建て方に関するルールを定める都市計画制度のひとつで、都市全体の土地利用ルールである用途地域などに加え、地域の特性に応じたきめ細かなルールを住民の皆さんと行政と一緒に決めることができる制度です。

みなさんがお住まいの地域の住環境を将来にわたって維持したり、思い描く将来像に合わせてまちを育てていくために、地区計画をご活用ください。

ものづくり

—ものづくりの一例—



市と地域住民の共催によるワークショップの様子

JR白石駅周辺地区では、鉄道による市街地の南北分断などの問題を解消するため、地域住民を交えたワークショップの開催やアンケート調査などを実施し、平成14年3月に「市街地総合再生基本計画」を策定しました。現在、自由通路や駅前広場などの整備事業が進められています。

みなさんのご意見をお待ちしています。 — パブリックコメントの実施について —

用途地域等の見直し素案に対するご意見を募集します。皆さまから寄せられたご意見を参考に、用途地域等の見直し案を確定し、都市計画法に定められた手続きを行います。なお、ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしません。重複したご意見を適宜とりまとめた上で、案への反映の考え方を公表していく予定です。



裏面の意見用紙により以下のいずれかの方法で市民まちづくり局都市計画部地域計画課までご意見をお寄せください。なお、電話によるご意見の受付には対応しておりませんので、あらかじめご了承ください。

1. FAXの場合/FAX番号：011-218-5113
札幌市市民まちづくり局都市計画部地域計画課
2. 郵送の場合/このページを切り取り、封書としてポストに投函してください。(切手は不要です。)
3. 窓口に直接お持ちいただく場合/
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所5階
市民まちづくり局都市計画部地域計画課
受付時間 8：45～17：15
4. HP上の意見募集フォームから送信する場合
URL：<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/>
上記URLにアクセスし、「都市計画決定手続き」内にある「用途地域等の見直し」へお進みいただき、意見募集のページより送信フォームに必要事項を記入後、送信ボタンを押してください。

意見の募集期間

平成17年8月3日(水)から
平成17年9月6日(火)まで

※意見等には、住所、氏名(団体・企業の場合は、団体・企業名)、職業を記載してください。なお、意見等に記載された住所、氏名、年齢および職業は公表しません。

お問い合わせ先

札幌市市民まちづくり局都市計画部地域計画課
TEL：011-211-2545(直通)
FAX：011-218-5113
E-mail：toshikeikaku@city.sapporo.jp

用途地域等の境界線など、素案の詳細は地域計画課の窓口でご確認いただけます。

ヤマオリ①



〒060-0878 札幌市中央区北一条西二丁目市民まちづくり局都市計画部地域計画課

〒060-0878 札幌市中央区北一条西二丁目市民まちづくり局都市計画部地域計画課

060-8788

この用紙で料金受取人払いによる郵送はできません。
HP上の意見募集フォームか地域計画課などで配布中の素案パンフレット末尾の意見用紙をご利用ください。

ヤマオリ②

キリトリ



用途地域等の見直し素案 意見用紙

(氏名)

(年齢)

(職業)

(住所)

素案について、あなたのご意見をお聞かせください。

どの見直し項目へのご意見かがわかるようにご記入ください。

Area with horizontal dashed lines for writing comments.

のりしろ

のりしろ

キリトリ

のりしろ

用紙が足りない場合は、別紙に記入・同封してください。
また、この用紙はコピーして使用いただいても構いません。

このパンフレットは再生紙を使用しています。



きつほろ市
02-107-05-275
17-5-61